

若松税理士事務所通信

平成29年5月号 No.55

<ごあいさつ>

今年のゴールデンウィークは、いかがお過ごしだったでしょうか？皆様は、どこか旅行に行かれたり、故郷へ帰省されたり、休息を取られたりと、思い思いに過ごされたことと思います。連休明けは、気持ちを切り替え、また頑張っていきます。

<ふるさと納税について>

総務省は、平成29年4月1日付けで地方団体に対して、『ふるさと納税に係る返礼品の送付等について』を通知しました。ふるさと納税については、換金性や資産性の高い返礼品が問題視されており、平成28年4月に地方団体に通知を出し、商品券など金銭類似性の高いもの等、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品を送付しないよう要請しています。

なお、『**ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品について**』の通知には、下記のとおり具体例が列挙されています。

金銭類似性の高いもの…プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等
資産性の高いもの…電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等

また、「価格が高額のもの」や「寄附額に対する返礼品の調達価格の割合の高いもの」も、ふるさと納税の趣旨に反する返礼品として明示されています。

そして、寄附額に対する返礼品の調達価格の割合に関しては、「社会通念に照らして良識の範囲内のものとし、**少なくとも、返礼品として3割を超える返礼割合のものを送付している地方団体においては、速やかに3割以下とすること**」とされました。このように返礼品の調達価格について、総務省から、具体的に3割以下という数字が示されたことから、今後、この3割以下がメルクマールとなり、地方団体は寄附に対する返礼品については、この縛りを受けることとなります。

上記のほか、総務省はこの通知において、**ふるさと納税の返礼品を受け取った場合の経済的利益については一時所得(注)に該当するものであること**を返礼品の送付の際などに、寄附者に対して周知することとしています。(注)収入金額等が50万円以下は申告不要

<5月・6月の税金関係>

- ① 3月決算の確定申告・9月決算の中間申告
- ② 個人住民税の通知…特別徴収：5月中旬頃
普通徴収：納期限は6・8・10・1月の末日
- ③ 自動車税の納付…5月末日
- ④ 所得税の予定納税の通知…納期限は7・11月末日

<若松家の出来事>

現在、長男（年中）、次男（年少）、長女（7ヶ月）の3児の父親として育児に奮闘しております。

先月は、月末に大分・熊本に旅行に行ってきました。一日目は、杖立温泉鯉のぼり祭り→くじゅう花公園→九重“夢”大吊橋へ。二日目は、阿蘇カドリー・ドミニオンに終日滞在しました。二日とも天候に恵まれましたが、初日は風があったため、鯉のぼりは雄大に泳いでいましたが、大吊橋では風にあおられ家族で恐い思いしながら渡りました…。翌日は、約2百頭のクマに長男・次は大興奮。おやつやりを4回もしました。また、動物ショー、乗馬体験、こぐまのふれあいなど、園内を満喫してきました。

今後も、子育てで等色々のご指導頂ければ幸いです。



最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、
電話・メール・FAXにて
お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所
下関市南部町2-7-2F
(弁護士法人ラグーン本店2階)
電話：083-234-1448
FAX：083-234-1449
E-mail：info@wakamatsu-office.com
HP：www.wakamatsu-office.com

